



令和元年6月7日

監査報告書

公益財団法人 福島県文化振興財団
理事長 杉 昭 重 様

監事 齋 藤 忠 
監事 若 賀 裕 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務執行を監査しましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項(並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項)の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当公益財団法人の事務所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務執行は、相当と認めます。

(2) 財務諸表及びその附属明細書の監査結果

財務諸表及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上